

企業や個人の仕事に役立つ資格取得を応援します！

令和7年度最上町人材育成支援事業のお知らせ

個人 ⇒ 経費の **2分の1** 以内（上限1人 **8**万円）

企業 ⇒ 経費の **3分の2** 以内（上限1人 **10**万円） ※補助対象経費は2万円以上となります。

対象となる方

町内に住所を有する満65歳までの方で、下記の対象資格を取得予定で、資格取得に係る経費を負担する方

※申請者は補助の申請時において町税等に滞納が無いこと

※補助の申請者が、未成年の場合はその保護者とする。

1. 個人または、経費を負担する事業所が町内にある方（1事業につき同年度に2人まで）
2. 公共職業安定所に求職登録した方
3. 学生（卒業後に最上町に就職をするものに限る）
4. 厚生労働省で行う教育訓練給付制度の給付を受けてない方



対象資格

国家資格及び国家検定のほか、町長が適当と認めるもの

例：介護福祉士、自動車整備士、情報処理技術者、食品衛生管理者、狩猟免許など

※普通自動車免許、普通自動二輪車・大型自動二輪車免許、原動付自転車免許は対象外

対象経費

資格取得に必ず要する講習等の受講料（教材費含む）、受験料、資格登録料など

※受講・受験のための交通費や旅費は除く

※一人につき年度内1回を限度とする

申請期限

令和7年9月30日(火)まで ※必ず受講前に申請してください。

※申請期限内であっても、予算がなくなり次第受付を終了することがあります。

受講前の手続き

補助金交付申請書に下記の書類を添えて産業振興センターへ提出

1. 受験に要する経費を明らかにする書類（見積書又はパンフレット）の写し
2. 町税等について未納税額がない証明（納付状況の閲覧に同意された場合は不要）

※上記のほか、ハローワークカードや学生証の写しなど必要に応じ追加となる場合があります。

※申請いただいた内容を元に審査を行い、後日結果を通知します。必ずしも、事業の対象になるとは限らないため、受講前に申請、及び問い合わせください。

※申請書類および、詳細については最上町ホームページに掲載しています。

問い合わせ先 最上町産業振興センター TEL 43-2340



これまで支援対象となった資格

大型特殊免許	石綿作業主任技能講習	はい作業主任者技能
大型特殊免許(整地車両)	介護初任者研修	小型移動式クレーン運転技能講習修了
大型特殊免許(建設車両)	不整地運搬者運転技能講習	玉掛け技能講習修了者
けん引免許	車両系建設機械運転技能講習	土木施工管理技士2級
大型自動車二種免許	マルチローター(ドローン)	農業用ドローン技能認定
フォークリフト運転技能講習修了	介護福祉士	高圧ケーブル工事技術
中型自動車免許	土木施工管理技士2級	車両系伐木等機械運転
大型自動車免許	ショベルローダー等運転技術講習修了	
1級舗装施工管理技士	森林施業プランナー	

※これらの資格以外で2万円以上の経費を要した国家資格及び国家検定も対象になります。

《支給対象になった例(個人)》

取得した資格：介護福祉士

介護福祉士受験の必須要件にある実務者研修の養成機関に通い、見事に合格した。

・養成機関へ支払い ￥131,080 ・受験料 ￥15,300

・登録手数料 ￥3,320 合 計 ￥149,700

(申請額の計算) ￥149,700 × 1/2 = ￥74,850 (￥1,000 未満は切捨) 支給額 ￥74,000

《支給対象にならなかった例》

目指した資格：3級ファイナンシャル・プランニング技能検定

大手通信教育を受講し、受験し合格した。

・通信教育料 ￥59,000 ・受験料(学科試験と実技試験) ￥8,000 合 計 ￥67,000

※この場合、通信教育代は補助対象外となるため、請求できる金額は￥8,000となる。

よって、補助対象経費の2万円に達しなかったため、対象にならなかった。



注：金額はあくまでも参考となります。実際、受験・受講の際はご確認ください。

◎ その他、該当になるか不明な点がございましたら、受講する前にお気軽にご相談下さい。

最上町産業振興センター公式 LINE のお知らせです！

町内の事業主の皆さんに向け、国、県、町等の
補助金やセミナーなど様々な情報をお届けします！

